

## 後期高齢者医療制度に関するお知らせ

### <保険料率について> 令和7年度の保険料の算定方法(大阪府)

年間の保険料(限度額80万円)	
均等割額 被保険者1人当たり 57,172円	所得割額 賦課のもととなる 所得金額(注1)×所得割率 11.75%

(注1)所得割額の算定にかかる賦課のもととなる所得金額は、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から基礎控除額43万円(本人の前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合)を控除した額です。(雑損失の繰越控除額は控除しません。)  
※基礎控除額は地方税法第314条の2第2項に定める金額になります。

### <保険料の軽減について>

1. 均等割額の軽減 世帯の所得に応じて保険料の均等割額(57,172円)が軽減されます。

所得の判定区分 (同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額)	軽減割合 軽減後の 均等割額(年額)
【基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等(注2)の数-1)] を超えないとき	7割 17,151円
【基礎控除額(43万円)+30万5,000円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等(注2)の数-1)] を超えないとき	5割 28,586円
【基礎控除額(43万円)+56万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等(注2)の数-1)] を超えないとき	2割 45,737円

2. 後期高齢者医療制度に加入する前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方は、当面の間、所得割額は課されず、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額の5割が軽減されます。  
※国民健康保険・国民健康保険組合に加入していた方は対象外です。

(注2)次のいずれかの条件を満たす方  
・給与等の収入金額が55万円を超える方  
・65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える方  
・65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える方  
※総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。  
※年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の方は、公的年金等にかかる所得金額から15万円が控除されます。  
※世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得は軽減判定の対象です。  
※基礎控除額等の数値は、今後の税法改正等によって変動することがあります。

### ■健康診査・歯科健診 【年度中に1回、無料で受診可】

4月下旬から5月上旬に(4月以降に75歳となる方には誕生日の翌月)、健康診査の受診券と、「歯科健康診査のお知らせ」を個別に郵送します。5月1日(木)からは、市が実施する「住民健康診査(無料)」を同時に受診することができます。

**受診方法** 事前に医療機関へ実施状況を含めてお問い合わせの上、被保険者資格を確認できるもの(マイナ保険証、資格確認書、被保険者証(令和7年7月31日まで使用可能)のいずれか)と受診券(健康診査のみ)をお持ちください。

### 【次の方は対象外です】

- ・病院又は診療所に6か月以上継続して入院中の方
- ・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などの施設に入所(入居)している方

### ■人間ドック

年度中の受診に対し、2万6,000円を限度に1回のみ、費用の一部を助成します。

**申請に必要なもの** 領収書(原本)、検査結果通知書一式(コピーも可)、口座情報の分かるもの、被保険者資格を確認できるもの(マイナ保険証、資格確認書、被保険者証(令和7年7月31日まで使用可能)のいずれか)、本人確認書類

※申請者以外の口座に振り込む場合で、申請者のご自身で記入されない場合、申請者の印かんが必要です。

**申込・問合先**

- 大阪府後期高齢者医療広域連合
  - ・保険料について(資格管理課)  
☎06・4790・2028
  - ・健康診査、人間ドックについて(給付課)  
☎06・4790・2031
- 保険年金課福祉医療担当(1階②番窓口)  
☎939・1186

## 国民健康保険の 届け出をお忘れなく

春は異動の多い時季です。次のような場合は、必ず届け出が必要です。世帯主は異動日から14日以内に届け出をしてください。

届け出には、本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)・世帯主と対象者のマイナンバーが分かるもの(通知カードなど)と併せて、次の書類などをお持ちください。

### 【届け出が必要な場合/必要書類など】

職場の健康保険をやめた	健康保険等資格喪失証明書
子どもが産まれた	(※)
生活保護を受けなくなった	生活保護廃止日が記載された生活保護受給証明書
藤井寺市に転入してきた	—
職場の健康保険に加入した	職場の保険資格取得日がわかるもの・(※)
死亡した	(※)
生活保護を受けた	(※)・生活保護受給証明書
藤井寺市から転出する	(※)
市内で転居した	
世帯主や家族の氏名が変わった	
世帯を分離や合併した	(※)・在学証明書・転出先の住民票
修学のため、別に住所を定める	(※)・在学証明書・転出先の住民票
保険証をなくした	—

(※)有効期限内の保険証または資格確認書または資格情報のお知らせ

※代理の方が届け出に来るときは、世帯主からの委任状・代理の方の本人確認ができるものも併せてお持ちください。

※各種医療証(子ども医療証や重度障害者医療証など)をお持ちの方は、併せてお持ちください。

**問合先** 保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口) ☎939・1177

## 国民年金保険料の改定

令和7年4月分から令和8年3月分までの国民年金保険料は、定額で月額1万7,510円です。

4月30日(水)までに納付書で前納(前払い)すると、割引された金額で納付できます。

### 【1年前納の場合の保険料額】

20万6,390円(毎月納める場合より3,730円の割引)

### 【2年前納の場合の保険料額】

40万9,490円(毎月納める場合より1万5,670円の割引)

※納付書で2年前納する場合は年金事務所への申し込みが必要です。

### 問合先

- ・保険年金課国民年金担当(1階②番窓口) ☎939・1181
- ・天王寺年金事務所 ☎06・6772・7531

## 令和6年中の 所得の申告はお済みですか

国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、医療費の自己負担限度額などは前年中の所得をもとに算定されます。申告がまだの方は忘れずに行ってください。収入のない方、遺族年金や障害年金のみを受給している方も市・府民税の申告を行ってください。申告がない場合は、保険料の軽減が受けられません。また、医療費の自己負担限度額の判定ができないため、所得が多い方と同じ判定になる場合があります。

令和7年度国民健康保険料納付通知書は、6月中旬に世帯宛てに送付します。

### 問合先

- ・国民健康保険の加入者  
保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口) ☎939・1177
- ・後期高齢者医療制度の加入者  
保険年金課福祉医療担当(1階②番窓口) ☎939・1186



## 国民年金保険料の 学生納付特例制度

申請により保険料の納付が猶予されます。

**対象** 本人の所得が一定以下の学生  
**申請可能時期** 20歳の誕生日の前日から

**注意** 毎年の申請が必要です。申請時点から2年1か月前まで遡って申請ができますので、過去2年間に未納期間がある方はご相談ください。

### 申請に必要なもの

- ・年金手帳、基礎年金番号通知書又はマイナンバーが分かる書類のいずれか1点
- ・学生証(両面の写しも可)又は在学証明書
- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)

※令和6年度分の申請をし、令和7年2月初旬までに承認された方で、令和7年度以降も引き続き在学の予定が把握できている方には、日本年金機構から、はがき形式の申請書が送付されます。届かない場合は、天王寺年金事務所(☎06・6772・7531)にお問い合わせください。

**申請・問合先** 保険年金課国民年金担当(1階②番窓口) ☎939・1181

## 青少年海外派遣事業 中止のお知らせ

藤井寺市国際交流協会主催の青少年海外派遣事業について、派遣先のニュージーランド パパヌイ・ハイスクールの諸事情により令和7年度は中止されます。

**問合せ先** 協働人権課広聴・協働担当  
(1階④番窓口) ☎939・1331

## 令和7年度 藤井寺青少年育成しゅら基金

文化・スポーツ・芸術などの分野における社会教育活動を行う市内の青少年の団体及びその指導者に対し助成を行うことにより、社会教育活動の振興を図ります。営利を目的とする活動は対象外です。

**受付期間** 4月14日(月)～5月19日(月) ※当日消印有効

**申請方法** 所定の申請書に必要事項を記入し、申請団体の概要がわかる資料を同封のうえ郵送で。

**申請書記布場所**  
・市役所1階情報交流ひろば「ふらっと」、市ホームページ



**選考結果** 7月下旬に通知

**申請書提出・問合せ先** 〒105-8574 東京都港区芝3-33-1 三井住友信託銀行 個人資産受託業務部公益信託チーム藤井寺青少年育成しゅら基金申請口 ☎03・5232・8910(月～金曜日の9時～17時)

## 4月1日から飲食店のたばこのルールが変更！

客席面積 30㎡超の飲食店は「原則屋内禁煙」になります。

**問合せ先** 大阪府受動喫煙防止対策相談ダイヤル ☎06・6944・8224



## 各種情報

### 「藤井寺市空き家バンク」に登録しませんか？

空家バンク制度は、今ある空家の有効活用を目的とした制度で、市内の移住や定住を促進することを目的とした制度です。「貸したい・売りたい人」や「借りたい・買いたい人」は市ホームページなどで情報発信をすることができます。空家をお持ちの方などは、ぜひ、空き家バンクへご登録をお願いします。



**問合せ先** 都市デザイン課開発指導・空家対策担当(4階④番窓口) ☎939・1207

### マイナンバーカード交付・電子証明書の更新手続き臨時窓口

**日時** 4月26日(土) 9時～12時  
※カードの交付及び電子証明書の更新手続きのみを行います。

**場所** 市役所1階マイナンバー総合窓口

**【カード交付に必要なもの】**  
・交付通知書(ハガキ)  
・通知カード(紛失した方は交付時にお申し出ください)  
・住民基本台帳カード(お持ちの方のみ。マイナンバーカードと交換)  
・本人確認書類  
※原則、交付申請者ご本人が来庁してください。



◇予約いただくとスムーズにご案内できます。

**【電子証明書の更新に必要なもの】**  
・マイナンバーカード  
・「署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書 照会書兼回答書」  
◇予約はできません。

**問合せ先** 市民課マイナンバー担当 ☎939・1357

### 貯水槽水道の設置者・管理者へ

マンション・ビルなどに設置されている貯水槽水道は、適正に管理し、衛生的な水を給水しなければなりません。設置者・管理者は次の点に留意してください。

- ・年1回以上定期的に清掃しましょう
  - ・亀裂や蓋の破損などがなければ定期的に点検しましょう
  - ・蛇口からの水の色、濁り、におい、味などに異常がないか1週間に1回以上点検しましょう
  - ・異常があったときは、給水を停止し、必要な検査を行きましょう
- ※10mを超える貯水槽は、水道法に定める清掃や点検を行い、検査機関による定期検査を毎年1回以上受けなければなりません。

**問合せ先** 環境衛生課環境・公害・飼犬登録担当(6階⑥番窓口) ☎939・1074

## 高齢介護

### 令和7年度介護保険料 仮算定通知書を送付

65歳以上の方へ介護保険料の仮算定通知書を4月初旬に送付します。令和5年度より特別徴収(年金天引き)の方については、4・6月の保険料額は原則2月と同額になるため、仮算定通知書は送付していません。

**仮算定(仮徴収期間中の支払分)**  
令和7年度の保険料額は7月に決まります。そのため、4月から6月(年金天引きの場合は4・6月)は、令和6年度の保険料額を基に計算し、仮決定した保険料額を納めていただきます。

**本算定(本徴収期間中の支払分)**  
確定した令和6年中の所得と令和7年4月1日時点の世帯状況から計算し7月に決定します。7月から翌年3月(年金天引きの場合は8・10・12・翌年2月)は、年間保険料額から仮算定額を差し引いた金額を納めていただきます。本算定通知書(令和7年度の年間保険料額)は7月初旬に送付予定です。

**問合せ先** 高齢介護課サービス担当(1階③番窓口) ☎939・1164

### JR運賃の精神障害者割引制度開始

4月1日から、JRグループで精神障害者の鉄道運賃の割引制度が導入されます。



**対象** 精神障害者保健福祉手帳(旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額第1種または第2種の記載のあるもの)をお持ちの方

第1種：精神障害者保健福祉手帳1級  
第2種：精神障害者保健福祉手帳2級または3級

**【精神障害者保健福祉手帳に第1種または第2種の記載を希望する方へ】**  
福祉総務課まで手帳をお持ちください。即日、第1種または第2種のスタンプを押しします。

※記載のある手帳をお持ちの方は手続き不要です。

**【顔写真が貼られていない精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方へ】**  
割引を希望される方は、写真1枚(横3cm×縦4cm)を持参の上、福祉総務課で再交付申請をしてください。※再交付は申請から2～4週間程度かかります。

**問合せ先** 福祉総務課障害者福祉担当(1階⑥番窓口) ☎939・1106

## 環境・安全

### ごみの持ち去り防止にご協力を

ごみとして出された空カン・空ビンなどの資源物を、市の委託業者が収集する前に第三者が無断で持ち去る事例が発生しています。

持ち去り行為を抑止するために、ご協力をお願いします。

**【持ち去り行為防止策】**  
・できるだけ収集日当日の朝8時直前にごみを出す。

・排出するごみに持ち去り禁止の貼紙を貼り、意思表示する。



※貼紙は市ホームページからダウンロードできます。  
**問合せ先** 環境衛生課清掃庶務担当(6階⑦番窓口) ☎939・1077

## 福祉

### 令和7年度タクシー基本料金 助成事業の申請受付開始

4月1日から、申請によりタクシーの初乗運賃分のタクシー券を月1枚給付します(4月に申請すると12枚)。

**対象** 次のいずれかに該当する方(在宅で生活している方に限る)  
・身体障害者手帳1・2級で下肢体幹・視覚・内部障害のある方  
・療育手帳A判定の方  
・精神障害者保健福祉手帳1級の方  
・特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方  
・小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方

**申請に必要なもの**  
①来庁者の本人確認書類、②対象者の各種障害者手帳、特定医療費(指定難病)受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、③代理の方が申請する場合は委任状

**問合せ先** 福祉総務課障害者福祉担当(1階⑥番窓口) ☎939・1106

## 税

### 土地・家屋の価格を 記載した縦覧帳簿の縦覧

**期間** 4月1日(火)～6月2日(月)  
**対象** 市内に土地・家屋を所有する納税者

**本人確認書類が必要でず**  
・1枚で確認できるもの  
写真が添付された官公署の発行する証明書(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)  
・異なる書類2枚以上で確認できるもの  
健康保険証、キャッシュカード、納税通知書など

※納税者以外が縦覧する場合は、納税者からの委任状が必要です。法人名義の物件を縦覧する場合も同様です。

**場所・問合せ先** 税務課資産税担当(2階②番窓口) ☎939・1062

### 「大阪府域地方税徴収機構」への 事案引継ぎ(市税徴収の促進)

府税及び市町村税の積極的な滞納整理を行うため、大阪府と府内市町村で設置した「大阪府域地方税徴収機構」に次の事案の引継ぎを行い、滞納額の縮減を図っています。

対象者には、4月上旬に「引継予告書」を郵送します。

**主な事案**  
・高額の税を滞納している  
・納税資力を有すると見込まれるにも関わらず、滞納市税の早期完納が見込めない など

**問合せ先** 税務課納税担当(2階②番窓口) ☎939・1066



### ご存知ですか？ 「災害時協力井戸」

「災害時協力井戸」とは、大規模な災害が発生し、水道が断水した場合に、近隣の被災者へ井戸水を無償で提供いただける井戸として登録されたものです。

井戸水は、登録者の善意により提供され、洗濯やトイレの水など、飲用以外の生活用水としてのみ使用されます。

市内で井戸をお持ちの方は、登録のご協力をお願いします。

**問合せ先** 危機管理室災害対策担当(4階④番窓口) ☎939・1190

## 生後91日以上の犬を飼っている場合は 毎年の狂犬病予防注射が必要です

### 狂犬病予防集合注射日程のご案内

時間 いずれも 14 時～15 時

実施日	場所	住所
4/14(月)	アイセルシュラホール	藤井寺3-1-20
4/15(火)	市民総合体育館	大井1-2-20
4/16(水)	惣社地区コミュニティ用地(旧長池)	国府1-3 (第5保育所西側)
4/17(木)	市役所正面玄関前	岡1-1-1
4/18(金)		

**持ち物** 狂犬病予防集合注射実施案内

※既に飼犬登録している方に郵送します。

**費用** 集合予防注射料金 3,300円(予防注射料金 2,750円、注射済票交付手数料550円)

#### 注意事項

- ・ 飼い犬が食欲不振・体調不良の場合は、集合注射の会場で獣医師に申し出てください。
- ・ 犬を正しく制御できる方が集合注射の会場に連れてきてください。
- ・ どの会場でも予防注射を接種できます。車は施設の駐車場に駐車してください。路上駐車は厳禁です。
- ・ 小雨決行。大雨や獣医師の都合(急患など)により、中止する場合があります。中止の場合、延期はありません。

【以下の場合、動物病院で予防注射を受けてください】

- ・ 集合注射実施期間中に予防注射を受けられない
  - ・ この期間以降に犬を飼いはじめた
- ※市外の動物病院で予防注射を受けた場合は、環境衛生課で注射済票の交付手続きが必要になります。注射済票の交付は環境衛生課で随時受け付けています

### 【ペットは正しく飼いましょう】

犬のふん尿は、飼主が責任をもって処理しましょう。

犬の登録や狂犬病の予防注射は法律で義務付けられています。



猫は室内で飼いましょう。不妊手術をしましょう。

ペットの正しい飼育について詳しくはこちら▶



**問合先** 環境衛生課環境・公害・飼犬登録担当(6階⑦番窓) ☎939・1074

## 知ろう学ぼう人権

性的同意って？

「相手も自分も尊重できる関係を、4月は若年層の性暴力被害予防月間」

- ・ 家に来たから性行為をしてもいいと思った。
  - ・ 体に触れたら抵抗されなかったので、相手もその先を望んでいるはず。
  - ・ 付き合っているから、パートナーの意思を確認しなくていいと思った。
- こういったとき、性的同意があったとは言えません。性的同意とは、相手の体に触れたり見たり、性的な行為をしようとするときに、相手に同意を得ることを言います。一方が望まなかったり、同意がなかったりする性的な行為は、性的同意が取れておらず、パートナーであっても性暴力に当たります。

性的同意を取るうえで、NOと言える環境が整っていることが大切です。睡眠中や泥酔している時、立場に上下関係があったり、断ると不利益を被るような力関係があったりする場合、その環境が整って

性暴力被害に遭ったら、悩まず相談してください。相談は無料で、秘密は守られます。

#### 【女性相談窓口】

毎週月・火・木曜日

10時～12時、13時～17時

☎939・1050【電話で要予約】

市ホームページでは相談窓口をまとめて掲載しています。



**問合先** 協働人権課人権推進担当  
(1階④番窓) ☎939・1059

ているとは言えません。また、一度同意をしたとしても、途中で気持ちが変わったときに、後からNOと言える環境も必要です。例えNOと言われなかったとしても、それはYESとは限りません。4月は、進学や就職などで若年層の生活環境が大きく変わり、性暴力に遭うリスクが高まる時期であることから「若年層の性暴力被害予防月間」と定められています。お互いを尊重するためにも、この機会に性的同意について考えてみませんか。